



# 島根県報

平成20年10月28日（火）

号外 第 128 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

### 【選管規程】

|                        |   |
|------------------------|---|
| 島根県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程 | 2 |
| 選挙運動等実施規程の一部を改正する規程    | 2 |

---

## **選 挙 管 理 委 員 会 規 程**

島根県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成20年10月28日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

### **島根県選挙管理委員会規程第3号**

島根県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

島根県選挙管理委員会規程（昭和26年島根県選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第12条中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

#### **附 則**

この規程は、平成20年12月1日から施行する。

---

選挙運動等実施規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成20年10月28日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

### **島根県選挙管理委員会規程第4号**

選挙運動等実施規程の一部を改正する規程

選挙運動等実施規程（昭和30年島根県選挙管理委員会規程第3号）の一部を次のように改正する。

第27号様式の2を次のように改める。

---

第 27 号様式の 2 (第 57 条)

| 名簿登載者の氏名及び<br>当選人となるべき順位 |              | (ふりがな)<br>略 称 | (ふりがな)<br>名簿届出政党等の名称 | 何年何月何日執行<br>衆議院比例代表選出議員選挙名簿届出政党等名称等揭示<br>何市(町)(村)選挙管理委員会 |
|--------------------------|--------------|---------------|----------------------|--|
|                          | 順位           |               |                      |  |
|                          | 氏名<br>(ふりがな) |               |                      |  |
|                          | 順位           |               |                      |  |
|                          | 氏名<br>(ふりがな) |               |                      |  |
|                          | 順位           |               |                      |  |
|                          | 氏名<br>(ふりがな) |               |                      |  |

備考

- 1 名簿届出政党等の名称等の揭示は、名簿届出政党等の数等により必要がある場合は左右二列にわたって揭示することができること。
- 2 名簿届出政党等の名称等の揭示は、公職選挙法第一百七十五条第三項の規定による順序に従い、上から行うものとする。ただし、左右二列に揭示する場合にあつては右列について上段から順次行った後、左列についても同様に行うものとする。
- 3 「名簿届出政党等の名称」、「略称」及び「名簿登載者の氏名」については縦書きとし、「当選人となるべき順位」については横書きとすること。この場合においては、名簿による候補者届出書の記載に従って、ふりがなを付すこと。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。